

セイフティ沼田

～子供たちの安全で安心な環境のために～



「セイフティ沼田」は、子供たちが安全で安心な環境で学校（園）生活を送れるよう、登下校を含めた生活全般における事件・事故・災害等への対応や指導について、その内容や留意点、具体的な対応をまとめたものです。

「セイフティ沼田」を積極的に活用し、保護者、地域、関係機関との連携を深め、各学校（園）における安全教育の充実と適切な安全管理の推進に努めましょう。

沼田市教育委員会

I 通学の安全管理

1 通学路の安全確保に努める ―この道が最も安全、通学路―

子供たちにとって通学路が最も安全な道となるよう、定期点検を実施したり、地域との連携を図ったりする。

(1) 通学路の安全点検

- ◆時 期：年度始め及び学期始め等において定期的に行う。
- ◆点検者：○教職員が
○教職員と子供とで
○教職員とPTA役員や保護者、地域の方とで
○子供と保護者とで
} 行う。
- ◆項 目：交通量、危険箇所、街灯の設置状況、障害物の有無、「子供安全協力の家」や「かけこみ110番」の位置などの確認等
- ◆留意点：子供が登下校する時間帯に点検することが望ましい。

(2) 通学路安全マップ（ひやっとマップ）の作成と活用

- ◆作 成：安全点検の結果をもとに作成する。
- ◆活 用：通学部会や学級活動等で、実際にマップを使用して安全な登下校の仕方を子供自身が考えられるようにする。
- ◆留意点：ア 作成作業に子供が参加することが望ましい。
イ 定期的または状況が変化した場合に書き加えていく。
ウ 子供と保護者、地域住民が、「危険箇所」や「子供安全協力の家」、「かけこみ110番」等について共通理解を図り、学校と家庭や地域が連携して安全確保に取り組めるようにするために、各家庭や地域、関係諸機関に配付する。

(3) 地域・PTAとの連携

- ◆「子供安全協力の家」の協力を依頼する。
- ◆自主防犯パトロール隊、地域の警察等に登下校パトロールを依頼する。

(4) 通学路の合同安全点検

- ◆時 期：夏季休業中を原則とする。
- ◆点検者：小学校ごとに、教育委員会、学校、道路管理者、警察、市地域安全課、PTA、自治会等が参加して行う。
- ◆項 目：各小学校から危険箇所として挙げられた箇所について、現地において対策を検討する。
- ◆留意点：対策必要箇所について、関係者間で連携を図り円滑に進める。

(5) その他

- ◆通学路に危険箇所が発生した場合には、子供や保護者、地域の方から情報を得るシステムをつくる。また、情報を Home&School(メール等)や学校だより等で周知する。
- ◆状況によっては、一時的に通学路の変更をする。
- ◆施設・設備面の問題については、関係機関等に相談する。

2 一人一人に合った登下校の工夫をする ー絶対に一人にさせない登下校ー

不審者や熊等の出没情報があったり、災害が発生したりした場合には、子供一人一人の状況を把握し、速やかに対応する。

(1) 集団登下校（複数登下校）の実施

- ◆通学班による集団登下校を実施する。
- ◆同一学年だけでなく、週時程表の工夫により複数学年での集団下校を実施する。

(2) 地域との連携

- ◆登下校時の付き添いを自主防犯パトロール隊に依頼する。

(3) その他

- ◆集団下校後やスクールバスを降りた後に、やむを得ず一人になる場合には、教職員や保護者が付き添う。

3 危険予知・回避能力を育てる ー大切な命を自分で守るー

警察との連携による交通安全教室や防犯教室等を実施し、正しい知識や対応の仕方を学ぶとともに、未然防止のための指導だけでなく、具体的な場面を想定し、それぞれの場面に応じた具体的な行動について、子供自身が考えられるような指導の工夫をする。

(1) 交通安全

- ◆道路の歩き方や横断の仕方、正しい自転車の乗り方等を指導する。
- ◆各学校で通学路安全点検をした際に、危険だと判明した場所（例えば道路脇が塀で死角となっている場所や急カーブで道幅の狭い場所等）を取り上げ、子供たちが危険な場所であることを理解し、安全な歩き方ができるように具体的に指導する。

(2) 不審者

- ◆「いかのおすし（知らない人について**いか**ない、他人の車に**の**らない、**お**おごえを出す、**す**ぐにげる、何かあったら**し**らせる）」を徹底する。
- ◆危険を感じた場合には、「子供安全協力の家」や「かけこみ１１０番」に逃げ込んだり、防犯ブザーを使ったりすることを促す。
- ◆車の中から声をかけられた場合、車の中に引きずりこまれないような距離（最低でも両腕を広げた距離）を保てるようにする。

(3) 熊等 ※熊等とは、主に森林に生息する動物で、市街地等での出没によって危害が人身に及ぶおそれのある熊、イノシシ、シカ、カモシカ、猿（以下「熊等」とする）をいう。

- ◆熊等の出没情報があった場所については、通学路を一時変更したり、教職員が付き添ったりする。
- ◆地域の実態に応じて、鈴等をカバンに付けるようにする。
- ◆熊等の動物を発見した場合には、興味本位に近づかないことや、できるだけ早く学校に報告することを徹底する。
- ◆人通りの少ない裏道をできるだけ避けたり、竹やぶや林の中に入ったりしないようにする。
- ◆早朝や夕方以降の外出を避けるようにする。

4 情報の共有化を図る ―安全を情報ネットで確保する―

学校や市教育委員会、関係機関が、不審者や熊等、災害などの情報を共有化することにより、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

- ◆学校は、不審者や熊等の出没情報等を入手した場合には、速やかに沼田警察署生活安全課に連絡し、その後、市教育委員会に報告する。また、緊急性がある場合には、近隣の学校にも連絡する。
- ◆学校は、家庭や地域、関係機関に情報を提供するとともに、状況により協力を依頼する。
- ◆通学路が同じ小中学校は、日々の連携を密にする。
- ◆市教育委員会は、不審者や熊等の出没、災害発生等の情報を入手した場合には、市内の幼小中学校及び沼田警察署や子ども課、F M O Z EなどにF A Xや電話等で情報を発信する。

Ⅱ 不審者侵入防止に関する安全管理

1 日常の安全確保

日ごろから、子供の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、「危機管理マニュアル」の改善などにより、校内体制を整備する。

【来訪者の確認について】

- ◆来訪者の案内・指示・誘導
- ◆敷地や校舎への入口等の管理
- ◆入口や受付の明示
- ◆来訪者への声かけや名札等による識別

2 学校施設面における安全確保

学校施設面における安全確保については、特に以下の点について検討し、必要な対策を実施する。

- ◆校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損、錠の点検や補修をする。
- ◆警報装置や防犯監視システム、通報機器の作動状況の点検をする。
- ◆警察や警備会社等との連絡、通報体制を整備する。
- ◆死角の原因となる立木等の障害物の有無を確認し、対処する。
- ◆駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性を確認し、対処する。

3 不審者情報にかかわる関係機関との連携

不審者情報にかかわる関係機関との連携については、特に以下の点について検討し、必要な対策を実施する。

- ◆学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携を図る。
- ◆近隣の幼小中学校間の情報提供体制を整備する。

4 始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備

始業前や放課後、授業中や昼休み等における安全確保の体制整備については、特に以下の点について検討し、必要な対策を実施する。

- ◆始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校舎内外の巡回などについて検討し、必要な対策を実施する。

5 安全に配慮した学校施設の開放

安全に配慮した学校施設の開放については、特に以下の点について検討し、必要な対策を実施する。

- ◆開放部分と非開放部分とを明確に分ける。
- ◆不審者等の侵入防止策（施錠等）を実施する。
- ◆保護者やP T A等による学校支援ボランティア活動への積極的な協力を要請する。

6 「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立

「地域に開かれた学校づくり」と安全確保の両立については、特に以下の点について検討し、必要な対策を実施する。

- ◆学校の教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識を高める。
- ◆学校や地域の状況に応じて、不審者等の侵入防止の対策を継続的に実施する。
- ◆学校運営協議会、P T A、地域住民、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア（スクールガード）等と緊密に連携を図る。

Ⅲ 事件・事故・災害等発生時の危機管理

1 事件・事故・災害等対応に関する基本的な考え方

自然災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、学校災害対策本部（校長・教頭等）を設置し、関連機関との連絡や情報収集を行い、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるようにする。各学校は、本書を参考とし、学校や地域の実情に応じて具体的な運用マニュアル等を作成し、適切な措置を講じる。

学校の措置については、学校における地理的条件やスクールバス使用の有無など条件が多様なため、安全確保と教育の実施の双方を熟慮した校長の判断を基本とする。

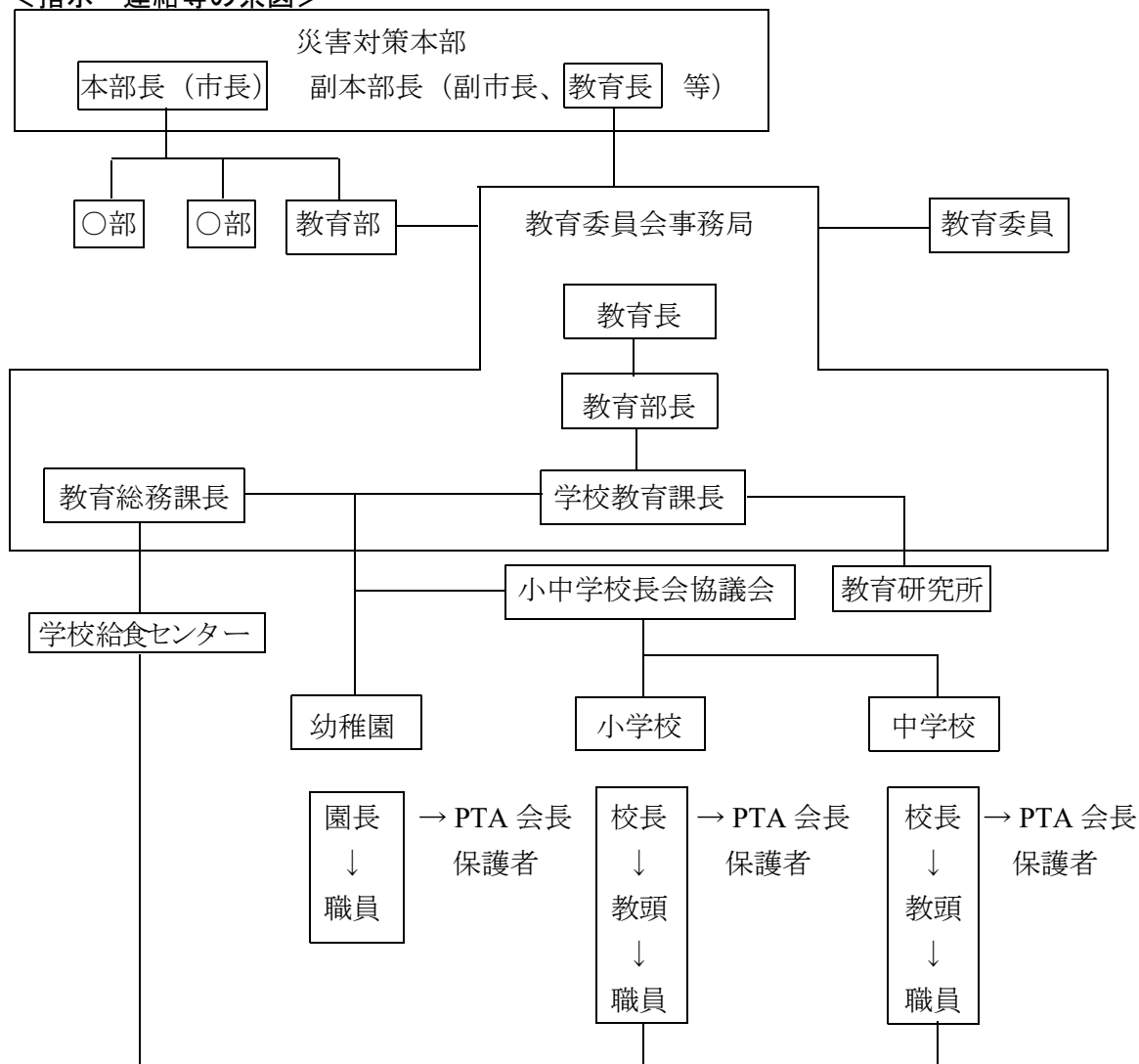
激甚災害等（※）の場合は、市の災害対策本部と連携し、沼田市小中学校長会協議会等と連絡を取り合い、管下幼稚園、小学校、中学校に、教育委員会から指示する。

また、大型で強い台風の接近や大雪等が予想される場合などは、同様に教育委員会から指示することがある。

自然災害以外においても、沼田市小中学校長会協議会等と連絡を取り合い、管下幼稚園、小学校、中学校に、教育委員会から指示する。

※激甚災害等とは、家屋や橋梁等の破損、また、大雨、大雪などにより車両による移動が困難で、市民生活に支障を来すような災害をいう。

＜指示・連絡等の系図＞



2 事件・事故・災害等発生時の救急及び緊急連絡体制

学校園において、事件・事故・災害等が発生した場合には、子供の安全確保や通報など必要な措置を速やかに行うとともに、適切な応急手当を行う。

(1) 校内での救急及び緊急連絡体制

- ◆ 侵入者による校内外における犯罪発生の際には、子供の生命や身体の安全確保を最優先し、通報や応急手当などを併せて実施する。
- ◆ 基本となる対応例
 - ア その場にいた教職員が速やかに応急手当を行う。
 - イ 必要に応じて救急車等を手配し、養護教諭や他の教職員の応援を求める。
 - ウ 周囲の状況を整え、子供の動揺を抑える。
 - エ 保護者、学校医、教育委員会等へ連絡する。
 - オ 事後措置として、引き続き保護者等との連絡・対応を行う
 - カ 教職員間の共通理解、子供への指導、PTA、警察、報道機関等への対応を行う。

(2) 校内への不審者侵入時の対応

学校へ不審者が侵入した場合には、「危機管理マニュアル」に従って、「管理職や他の教職員への情報伝達」「子供への注意喚起」「避難誘導等」「警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報」など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動する。

◆学校における不審者への緊急対応は、以下の「三つのチェック」「五つの対応」を基にした「危機管理マニュアル」に従い、速やかに対応する。

チェック1	「不審者かどうか」	→【対応1】「退去を求める」
チェック2	「危害を加えるおそれはないか」	→【対応2】「隔離・通報する」 →【対応3】「子供の安全を守る」
チェック3	「負傷者がいるか」	→【対応4】「応急手当などをする」 →【対応5】「事後の対応や処置をする」

(3) 校外学習、遠足（旅行）・集団宿泊的行事等における救急及び緊急連絡体制

◆「綿密な計画の作成と安全の確認」、「子供への事前の安全指導の十分な実施」、「緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立」などについて検討し、必要な対策を実施する。

◆基本となる対応例

- ア 状況に応じた適切な応急手当を行う。
- イ 子供の人員を点検し、掌握に努める。
- ウ 子供が動揺しないように冷静な態度で的確な指示を与える。
- エ 引率責任者は、事件・事故・災害等の状況及び対処の概要を学校へ急報する。
- オ 学校は、保護者と教育委員会に事故の連絡と報告を行う。
- カ 事件・事故・災害等の状況によっては、活動の継続の有無、日程の一部変更などについても、速やかに適切な措置を講じる。

3 火災、地震、津波、風水害、雪害、火山活動等発生時などの対応マニュアル

それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう防災のための組織を確立し、子供の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は、避難方法に習熟し、自然災害等発生時には、冷静に的確に指示を行う。

(1) 火災

◆防災本部を設け、「通報連絡」「初期消火」「避難誘導」「搬出」「警備」「救護」などの役割分担に応じて、全教職員が対応する。

◆防災本部は、状況を正確に把握し、混乱のないよう的確に指示する。

◆基本となる対応例

- ア 発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。
- イ 消防署へ通報し、可能ならば初期消火を試みる。
- ウ 子供に対しては、動揺を抑え、安全な避難を徹底する。
- エ 負傷者には応急手当を行う。
- オ 避難は、火災の状況に応じて迅速かつ安全に行う。
- カ 避難に際しては校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。

(2) 自然災害（地震、津波、風水害、雪害、火山活動等）

◆基本となる対応例

- ア 冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化する。
- イ 避難は、震動が収まった後、校内の防災本部の指示及び避難要領に従って迅速かつ安全に行う。
- ウ 残留者や負傷者について確認する。
- エ 負傷者には応急手当を行い、医療機関へ連絡する。
- オ 二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理実習室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。
- カ 建造物の崩壊、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液状化現象、津波などに特に留意する。
- キ 教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により、子供の緊急下校や避難の措置をとる。
- ク 緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡をとるなどして、下校の時機やその方法を的確に判断する。
- ケ 始業前の場合には、登校の可否を決定し、他の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。

(3) その他（原子力災害・ミサイル発射についての緊急速報等）

◆基本となる対応例

- ア テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等、様々な手段で伝達される情報を、正確性に留意しながら入手する。
- イ 災害対策本部の情報から状況等を把握するとともに、屋内退避・避難等の対応方針について指示を受ける。
- ウ 対応方針に応じて、子供に対してとるべき行動の指示を行う。
- エ 必要になった場合の保護者との連絡方法についても確認しておく。



4 台風対応マニュアル

(1) 台風の最新情報（気象・災害情報）を収集する

- ア 大きさ 強さ 予想進路 警報・注意報 災害の状況
ホッとメールぬまた 等



(2) 幼児児童生徒（以下「児童等」）への指導

- ア 台風に関する基礎知識・情報
- イ 自らの安全確保（不要不急の外出をしない、通学路の危険箇所回避 等）
- ウ 登下校時の対応（保護者へも連絡（文書等））

※翌日の午後に台風が最接近する予報の場合、登校後、緊急下校となる場合があるので、その場合の帰宅先等をあらかじめ家庭で確認し、児童等に指導しておくように依頼する。

(3) 施設設備の点検

- ア 看板、サッカーゴール、防球ネット、排水溝、窓、扉、ベランダ 等

(4) 学校（園）の措置

台風による暴風警報もしくは大雨警報が群馬県に発令されている場合や、予報からまもなくその圏内に入ると予想される場合

ア 判断決定

- (ア) 休校や2時間遅れ、明朝6時に判断する等の判断はなるべく前日の午後2時までに
行う。台風の予想進路や暴風雨圏の情報をもとに、休校とするか、始業時刻を遅ら
せて登校させるかを判断する。※警報が解除される程度の範囲まで予測する。
始業時刻を遅らせて登校させる場合は、始業時刻を午前中に設定できる場合とし、
始業時刻が午後になるような場合は、休校とする。
なお、教育委員会から一斉に指示を出す場合は、前日の正午までに各校へ連絡する。

イ 連絡

- (イ) 学校の判断結果（措置）を保護者に Home&School(メール等)で連絡するとともに、
速やかに学校教育課や給食センター等に連絡する。
- (イ) 当日の朝に決定する場合は、午前6時に判断し、午前7時までに、学校の措置を学
校教育課長（課長不在の場合は教育支援係長）に連絡するとともに、給食の有無を
学校給食センターへ連絡する。

台風の最接近が午後と予想される場合

ア 給食後、午後の授業等をカットして緊急下校をさせる場合

- (ア) 児童等の帰宅先等を確認する。(前日に緊急下校の場合の連絡をし、確認しておく。)
- (イ) Home&School(メール等)で保護者へ緊急下校の連絡をする。
- (ウ) 下校後の過ごし方・翌日の登校等について指導する。(保護者にも文書等で知らせる。)
- (エ) 教職員が引率またはパトロールして下校を指導する。

イ 通常どおり下校させる場合

- (ア) 下校後の過ごし方・翌日の登校等について指導する。(保護者にも文書等で知らせる。)
- (イ) 教職員が引率またはパトロールして下校を指導する。

ウ 台風通過後の対応

- (ア) 学校の施設設備点検 (児童等の登校前に)
- (イ) 通学路の安全点検 (児童等の登校前に)
- (ウ) 児童等の安全確認
- (エ) 被害等の報告
 - ・ 施設設備の被害→教育総務課
 - ・ 人的被害→学校教育課

(5) 学校が避難所になった場合

- ア 市に防災対策本部が立ち上がった場合、学校を避難所として開設するか指示が出る。その際、学校の解錠等、管理職にお願いすることがある。
(自主避難等の対応については、基本的に各地域の公民館を開放する。)
- イ 学校は、教育総務課及び学校教育課と連絡を取り児童等の避難指導等の対応を行う。

5 地震対応マニュアル

(1) 事前の危機管理

ア 体制整備

- (ア) マニュアルの作成（災害対応マニュアル、避難所開設・運営の支援マニュアル）
- (イ) 教職員の分担、保護者や地域、市と連携した体制整備



イ 点検

- (ア) 計画的な安全点検、避難経路や避難場所も点検

ウ 避難訓練

- (ア) 様々な訓練で実践力を付ける。
- (イ) 訓練・評価・改善で実践的なマニュアルにする。

エ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

- (ア) 巨大地震発生への警戒を強め、最新の情報を収集する。
- (イ) マニュアルを再確認するとともに、学校施設の安全点検（物品の転倒等に対する備え）を実施する。
- (ウ) 児童等への安全確保や避難等に関する再確認や指導を行う。
※臨時情報がなくても、または臨時情報が解除された後でも、南海トラフ地震が発生する可能性があることに留意する。

(2) 発生時の危機管理

ア 初期対応

教職員は落ち着いて「**落ちてこない・倒れてこない・移動してこない**」安全な場所を素早く判断し、適切に指示する。教職員がそばにいても児童等自身が「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」行動がとれるよう指導しておく。

次の各場面に応じた具体的な**安全確保**の対応を自校の対応マニュアルで確認しておく。

- | | | |
|-----------|---|-------------------------|
| (ア) 在校時 | } | 地震発生時に教職員が安全確保の指示をする。 |
| (イ) 校外活動時 | | |
| (ウ) 登下校時 | } | 地震発生後に教職員は、児童等の安否確認をする。 |
| (エ) 在宅時等 | | |

イ 二次対応

- (ア) 二次災害に備えた素早い情報収集
 - a 想定される二次災害…火災、余震、建造物の崩落・倒壊、土砂災害、亀裂、水害、ダム決壊、原子力災害 等
 - b ラジオ、テレビ、広報無線、ホッとメールぬまた、インターネット、メール、電話、FAX 等による情報収集
- (イ) 臨機応変な判断と避難
 - a 火災…校舎・校地の巡回、風向きなどの気象条件→校庭、公園など広い空間、風上
 - b 余震…校舎・校地の巡回、耐震化の状況→校庭、近隣の耐震性のある建物
 - c 土砂災害、水害等…校舎・校地の巡回、学校周辺の道路や河川等の状況
→危険区域外の建物、崖から遠い部屋

(3) 事後の危機管理

ア 安否確認（学区内が震度 5 弱以上の地震の場合）

- (ア) 児童等の登下校時…通学路をたどって確認
- (イ) 児童等が在宅時…速やかに電話（不通の場合は家庭訪問、避難所訪問等）で確認

イ 対策本部の設置

- (ア) **震度 4 以上**の地震が発生し、被害状況等により校長が必要と認めたとき、対策本部を設置する。
- (イ) 対策本部は、校長、教頭、教務主任、事務職員等で構成する。

ウ 引き渡しと待機（「沼田市立幼稚園・小学校・中学校 地震発生時の対応」参照）

- (ア) **震度 5 弱以上**の地震が発生した場合、可能な限り保護者に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
- (イ) 保護者と連絡が取れない場合は、引き渡しの判断などについて、学校と保護者間であらかじめ決めておいたルールで対応する。

エ 学校が避難所になった場合

- (ア) 市に防災対策本部が立ち上がった場合、学校を避難所として開設するか指示が出る。その際、学校の解錠等、管理職にお願いすることがある。
（自主避難等の対応については、基本的に各地域の公民館を開放する。）
- (イ) 学校は、教育総務課及び学校教育課と連絡を取り児童等の避難指導等の対応を行う。

オ 心のケア

- (ア) 大きな災害に遭遇し、強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多くなるので、日頃から児童等の健康観察を徹底し、早期発見に努め適切な支援を行う。

沼田市立幼稚園・小学校・中学校 地震発生時の対応

沼田市で**震度 5 弱以上**の地震が発生した場合

その授業活動中	・当日の授業（保育）、すべての活動は中止し、臨時休業とします。 ・児童等の引き渡しを実施します。 ⇒保護者は、速やかに学校（園）へ迎えに来てください。 迎えに来るまで学校（園）に待機させます。
登下校中	・当日の授業（保育）、すべての活動は中止し、臨時休業とします。 ・学校（園）にいる児童等の引き渡しを実施します。 ⇒保護者は、速やかに学校（園）へ迎えに来てください。 《児童等の行動基準・・・揺れが非常に大きいと感じた時》 ・自宅の方が近く、保護者等が家にいる場合は、自宅へ向かう。（戻る。） ・学校の方が近い場合、または、保護者等が家にいない場合は、学校へ向かう（戻る）。 ・自宅、学校へ向かう（戻る）ことが困難な状況、恐怖で動けない場合などは、「子供安全協力の家」等、近所の人に助けを求めるようにする。 ・自宅にいる場合は、自宅で待機する。
※土登校前日等	・児童等は、自宅で待機させてください。 ・当日の授業（保育）、すべての活動は中止し、臨時休業とします。 ・部活動等で学校にいる児童生徒の引き渡しを実施します。 ⇒保護者は、速やかに学校（園）へ迎えに来てください。 <u>※登校前とは、当日の午前0時からを指します。</u>

※震度 4 以下の地震の場合は、原則として授業（保育）を再開、実施し、児童等の引き渡しは行いません。ただし、児童等の精神的な動揺や施設設備の被害状況によっては、授業（保育）を中止にすることがあります。授業（保育）を中止とする場合は、電話・Home&School（メール等）により、保護者の皆様にお知らせします。

6 大雪対応マニュアル

(1) 翌日以降に大雪が予想される場合

ア 大雪の最新情報（気象・災害情報）を収集する

- (ア) 気象庁からの情報（予想天気図、警報・注意報
災害の状況）ホッとメールぬまた 等



イ 児童等への指導

- (ア) 大雪に関する基礎知識・情報
(イ) 自らの安全確保（不要不急の外出をしない、通学路の危険箇所回避 等）
(ウ) 登下校時の対応（保護者へも連絡（文書等））

※翌日の午後に大雪（降雪の深さが30cmを超える）になる予報の場合、登校後、緊急下校となる場合があるので、その場合の帰宅先等をあらかじめ家庭で確認し、児童等に指導しておくように依頼する。

ウ 施設設備の点検

- (ア) 除雪道具の点検 等

エ 翌日の対応についての検討

- (ア) 学校により地理的条件やスクールバス使用の有無など条件が多様なため、安全確保と教育の実施の双方を熟慮した校長の判断を基本とするが、予報等の状況に応じて、沼田市小中学校長会協議会と教育委員会学校教育課で協議を行い、対応を決定する。

(2) 当日の対応

利根沼田地域に大雪警報が発令され、午前6時の段階で降雪の深さが30cmを超える場合

ア 判断決定

- (ア) 降雪量の予想や道路状況等の情報をもとに、休校とするか、始業時刻を遅らせて登校させるかを判断する。
※降雪後の除雪状況等による通学路の状況まで予測する。
※始業時刻を遅らせて登校させる場合は、始業時刻を午前中に設定できる場合とし、始業時刻が午後になるような場合は、休校とする。

イ 連絡

- (ア) 学校の判断結果（措置）を保護者に Home&School（メール等）で連絡する。
(イ) 午前7時までに、学校の措置を学校教育課長（課長不在の場合は教育支援係長）に連絡するとともに、給食の有無を学校給食センターへ連絡する。

大雪の予報は出ているが降雪の深さが夕方までに30cmを超えないと予想される場合

ア 給食後、午後の授業等をカットして緊急下校をさせる場合

- (ア) 児童等の帰宅先等確認する。(前日に緊急下校の場合の連絡をし、確認しておく。)
- (イ) Home&School(メール等)で保護者へ緊急下校の連絡をする。
- (ウ) 下校後の過ごし方・翌日の登校等について指導する。(保護者にも文書等で知らせる)
- (エ) 教職員が引率またはパトロールして下校を指導する。

イ 通常どおり下校させる場合

- (ア) 下校後の過ごし方・翌日の登校等について指導する。(保護者にも Home&School(メール等)で知らせる)
- (イ) 教職員が引率またはパトロールして下校を指導する。

(3) 大雪降雪後の対応

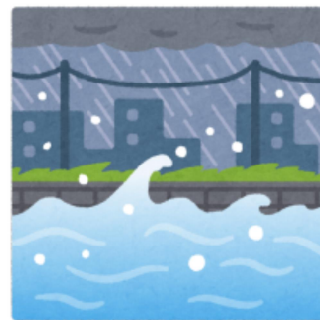
- ア 学校の施設設備点検 (児童等の登校前に)
- イ 通学路の除雪、安全点検 (児童等の登校前に)
 - ※除雪については、P T A (学校支援センター等) で組織的に取り組んでいただくようお願いします。
- ウ 通学路の雪による歩行困難等の状況による登下校時刻の調整・連絡、登下校手段の調整・連絡
- エ 児童等の安全確認、登下校指導
 - ※危険箇所では、教職員が登校の様子を見守ったり指導したりする。また、地域の方や保護者に安全な箇所までの引率をお願いする。
- オ 被害等の報告
 - (ア) 施設設備の被害→教育総務課
 - (イ) 人的被害→学校教育課教育支援係
- カ 除雪等ご協力へのお礼

7 大雨対応マニュアル

(1) 在校時・登下校時に大雨警報が発令された場合

ア 大雨の最新情報（気象・災害情報）を収集する

- (ア) 気象庁からの情報（予想天気図、警報・注意報、レーダー・ナウキャスト） ホットメールぬまた 等



イ 児童等への指導等

- (イ) 大雨に関する基礎知識・情報
- (ロ) 自らの安全確保（通学路の危険箇所回避・避難場所確認、川や用水路に近づかない等）
- (ハ) 道路のマンホールや側溝のふたが外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かせない。
- (ニ) 下校時に局所的な大雨が降っている際には、様子を見てから下校させる。すでに下校途中の児童等については、安否確認を行う。

(2) 校外学習時に局所的大雨（ゲリラ豪雨）に遭遇した場合

- ア 児童等の安全を確保するため、躊躇することなく計画変更、中断、中止等の適切な措置を講ずる。
- イ 建物の中やバスの中等、安全な場所に速やかに避難させる。
- ウ 河川敷など川沿いで活動していた際には、急いで川から離れるよう指導する。また、あらかじめ避難経路を確認しておく。橋の下での雨宿りは厳禁。
- エ 計画の中断や下校が早まる等の措置がある場合、Home&School(メール等)で保護者へ連絡する。

8 市内で熊等の出没事案が発生した場合の対応マニュアル

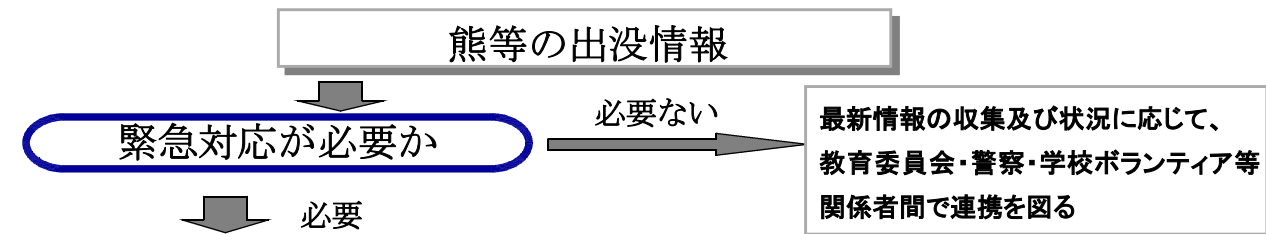
※熊等とは、主に森林に生息する動物で、市街地等での出没によって危害が人身に及ぶおそれのある

熊、イノシシ、シカ、カモシカ、猿（以下「熊等」とする）をいう。

（１）熊等出没時の対応チェック表で、対応や方針を確認・決定する

※幼稚園は小・中学校の対応に準ずる

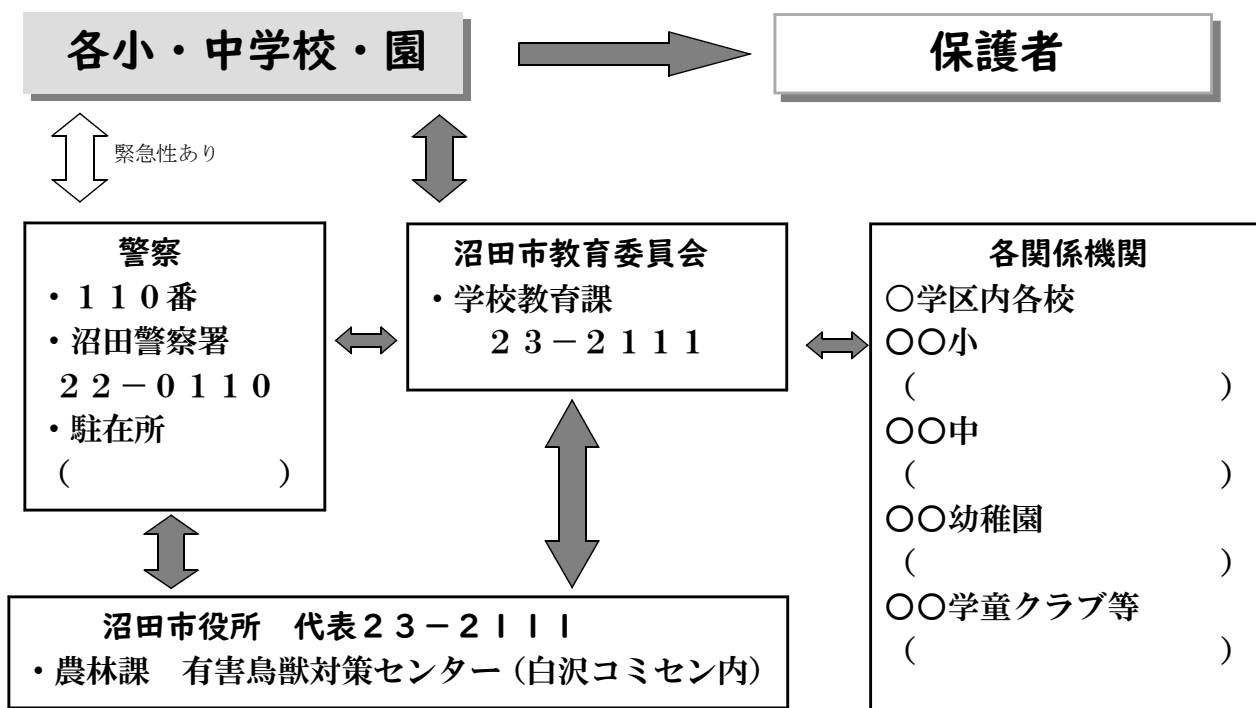
☑ 熊等出没時の対応チェック表



必要と判断される場合	
☐ 学校の近くに出没した ☐ 人に危害が加えられた ☐ 通学路に出没した ☐ 頻繁に目撃されている など	
登校前	☐ 職員の緊急招集、情報共有と対応協議 ☐ 通学路の安全確保 ☐ 職員による巡回・周囲の警戒・監視・出迎え等 ☐ 警察・学校ボランティア等への支援要請 ☐ 警察・学校教育課への連絡 ☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 学校が得た情報を正確に伝達 ☐ 登校時の注意事項指示 ☐ 必要に応じて、送迎や付き添い、見守り等の依頼
在校時	☐ 子供の安全確保 ☐ 全員の所在確認 ☐ 教室への避難及び待機 ☐ 屋外での活動の制限 ☐ 職員・関係者間での情報共有と対応協議 ☐ 警察・学校教育課への連絡 ☐ 通学路の安全確保 ☐ 職員による巡回・周囲の警戒・監視・付き添い等 ☐ 警察・学校ボランティア等への支援要請 ☐ 児童生徒への指導 ☐ 業間休み・昼休み時間の過ごし方の指導 ☐ 下校時の注意事項伝達 ☐ 下校時刻及び下校方法（集団下校、保護者への引き渡し等）の徹底 ☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 学校が得た情報を正確に伝達 ☐ 下校時刻及び下校方法（集団下校、保護者への引き渡し等） ☐ 必要に応じて、迎えや見守り等の依頼
継続対応 安全が確保されるまで 対応を継続する	☐ 保護者への連絡（メール配信等） ☐ 最新情報の提供 ☐ 翌日の登下校方法等の確認 ☐ 学校が実施する通学路の安全対策の伝達 ☐ 休日等、校外での過ごし方の指導 ☐ 不安を訴える子供の心のケアの依頼

熊等出没時の連絡体制(連絡網)

- 学校に目撃情報等が寄せられた際には、速やかに教育委員会（学校教育課）へ連絡する。
- 緊急性が高い場合は、警察署にも速やかに連絡をする。



【報告事項について】

- 目撃場所
- 目撃日時・時刻
- 熊等の情報（大きさ・頭数等）
- 負傷者の情報
- 今後の対応
- 通報者（第一発見者等）の連絡先

(2) 熊等出没時への対応について

ア 児童生徒が熊等を発見・遭遇した場合の対応

児童生徒が登下校時や休日に熊等を目撃した場合は、刺激しないよう静かにその場から立ち去る。特に子熊等を目撃した場合は、近くに母熊等がいる可能性が高く、大変危険なため、走らず、大声は出さず、静かにその場から立ち去る。

児童生徒や家庭等から学校に熊等の目撃情報等が寄せられた場合は、上記の「熊等出没時の連絡体制」のとおり、速やかに警察及び学校教育課に連絡する。

イ 行政機関等から熊等の出没情報があった場合

行政機関等から熊等の出没情報が出された場合、校長は、職員間で共有するとともに、自校の危険度等を踏まえた上で、必要に応じて校内放送や保護者への Home&School（メール等）による配信等を活用し、児童生徒及び保護者に注意喚起を行う。

ウ 登下校時の安全確保

熊等の出没場所が学校や通学路に近い場合、校長は、学校教育課と相談の上、安全な登下校の方法を判断する。

危険度が高い場合は、保護者等の送迎による登下校や教職員同伴による集団登下校等により安全を確保し、児童生徒及び家庭等への伝達を行う。

(3) 熊の出没への未然防止対策等について

ア 未然防止対策等

過去に熊の出没情報があった地域等で山に近づく校外活動等を行う場合は、熊よけの鈴、ラジオなどの音の出る物や撃退スプレーを携帯するなど、学校で準備を行う。

学校は、熊の習性や遭遇時の対処方法の研修を行い、児童生徒に指導を行う。

学校付近で熊の目撃情報等があった場合は、朝夕の時間帯は熊が活発に行動する時間帯のため、学校から児童生徒に特に気を付けるよう注意を促す。

学校付近や通学路に近い場所で、熊の出没情報等があった時に備え、学校は児童生徒や保護者への伝達や、関係機関等への報告等の手順を確認する。

イ 児童生徒への指導例

○自分の身を守り、熊を寄せ付けないための方策

- ・登下校時に音の出るものを携行する。(熊鈴、自転車のベル等)
- ・食べ物を持ち歩かない。
- ・ヤブ等の茂みには熊等が潜むので、注意する。
- ・柿、栗、どんぐり等の実がなる木に熊が寄り付くので注意する。
- ・一人で行動せず、友達と一緒に行動する。
- ・熊は明け方と夕方の行動が活発なため、朝夕の行動は避ける。
- ・熊が近くにいるサイン(足跡など)を見つけたら、その場を離れる。

○熊に出会った際の対処法

- ・ゆっくりと後ずさりして逃げる。
- ・カバン等の持ち物を置いて、熊が気をとられている隙に逃げる。
- ・大声で叫ばない。(熊が興奮する)
- ・石や棒を投げつけない。(熊が興奮する)
- ・子熊の近くには母熊がいる可能性が高いため、子熊を見かけたら静かに立ち去る。
- ・「子供安全協力の家」や商店、公共施設等に逃げ込み、保護してもらう。

○熊に襲われそうになった際の対処法

- ・両手を首の後ろに組んで、顔を伏せる姿勢をとる。(頭や顔を守る)

ウ 参考(熊の生態など)

- ・東日本に生息する熊はツキノワグマ
- ・体長は100cm～150cm(オスはメスよりも大きい)、体重は40kgから120kg
- ・聴覚と嗅覚に優れ、運動能力が高い(時速40km以上で走ることもある)
- ・春は山菜、夏は蜂蜜や昆虫、秋は木の実を捕食、6～7月が繁殖期、12～4月は冬眠
- ・大人の熊は30～70平方kmの行動圏を持ち、1日10km以上移動する例もある
- ・昼行性で、特に朝と夕方の薄暗い時間帯に最も活発に活動する

- ・嗅覚が鋭く、においにつられてくることもある
- ・臆病だが、脅かすと怖がって襲ってくることもある
- ・自然界にない大きな音、音楽が苦手

※ 群馬県環境森林部及び沼田市農林課有害鳥獣対策センターの資料を参考に作成

9 ミサイル発射に関する緊急速報（Ｊアラート）への対応マニュアル

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾するため、重要なポイントは次の２点

- 速やかな避難行動
- 正確かつ迅速な情報収集



（１）児童等の対応

以下の対応を児童等が主体的にとれるよう、児童等への指導や、保護者への啓発・情報提供を定期的に行う。

ミサイル発射について緊急速報があった場合	
登校（園）前	・群馬県が対象地域に入っている場合は、自宅待機とする。 ・正確かつ迅速な情報収集に努め、学校（園）からの連絡を待つ。 ※学校は、当日の始業前に行う活動（朝活動等）を中止とする。
授業（保育）時間 その他活動中	＜教室内＞窓とカーテンを閉め、窓から離れた廊下側に机を移動して、机の下に潜り頭部を守る。 ＜屋内＞できるだけ窓から離れ、壁際で身を低くし頭部を守る。 ＜屋外＞校舎等、頑丈な建物に避難し、壁際で身を低くし頭部を守る。
下校（降園）時	・下校（降園）時間帯に落下の可能性がある場合は、下校（降園）をしないで学校（園）に留まり、教職員の指示のもと待機する。
登下校時	・近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、なるべく低い場所を選び、地面に伏せ頭部を守る。 ・自宅の方が近く、保護者等が家にいる場合は、自宅に向かう（戻る）。 ・学校の方が近い場合、または保護者等が家にいない場合は、学校に向かう。

（２）事前にミサイルの発射予告がなされた場合

ア 児童等への指導や保護者への事前連絡

- (ア) 上記(1)の対応について児童等に改めて指導し、自分の身は自分で守る意識を高める。
- (イ) 保護者に、児童等に上記(1)の指導を行ったことや、今後の対応、保護者への依頼等について、事前に連絡し、協力を仰ぐ。

イ 今後の対応についての協議

- (ア) 沼田市小中学校長会協議会と教育委員会学校教育課で協議を行い、対応を決定する。

（３）緊急速報（Ｊアラート）発令後における学校（園）の措置

ア 判断決定

- (ア) 休校（園）にするか、始業時刻を遅らせて登校（園）させるか、あるいは下校（降園）時刻を遅らせるか、についての判断は、学校教育課長と小中学校長会協議会長が協議を行い、決定する。
- (イ) 始業時刻を遅らせて登校させる場合は、始業時刻を午前中に設定できる場合とし、始業時刻が午後になるような場合は、休校（園）とする。
- (ウ) 各学校（園）は、判断結果（措置）について保護者に Home&School(メール等)等で連絡する。

イ 授業等を軽減して緊急下校をさせる場合

(ア) Home&School(メール等)等で保護者へ緊急下校の連絡をし、児童等の引き渡しを実施する。

※保護者が迎えに来るまでは、学校(園)に待機させる。

※状況によっては、学校に児童等を待機させ、その後引き渡しの連絡を保護者に行う。

ウ その他

(ア) 家の近くや通学路等に、落下物などがあった場合には、絶対に触らず、大人に報告するよう指導する。なお、報告を受けた大人は、警察、消防、市役所等へ連絡するように周知しておく。

(イ) 設備の被害については教育総務課、人的被害については学校教育課まで、速やかに報告する。

10 市内（近隣）で凶悪事件等が発生した場合への対応マニュアル

凶悪事件は、事件解決（犯人逮捕）に至るまで長期化する可能性もあるため、重要なポイントは次の2点

- 正確かつ迅速な情報収集と初期対応（登下校の安全確保）
- 事件の長期化を視野に入れた持続可能な取組



（1）発生時における学校の対応

凶悪事件等発生の場合	
登校（園）前に発生の一報が入った場合について	○安全な登校（園）の方法、あるいは自宅待機の必要性について検討し、対応について Home&School 等で保護者に連絡する。 ※学校からの指示が間に合わない場合を想定し、児童等の安全を第一に考え、状況に応じて以下のような対応を取っていただけるよう、家庭に啓発、依頼をしておく。 ・保護者同伴で登校（園）する。 ・自主防犯パトロール隊の方や保護者等、大人が付き添える状態で集団登校する。 ・スクールバス利用の場合は、バス停まで保護者が付き添う。 ・自宅で待機する。
在校（園）中に事件が発生した場合の下校について	○事件発生場所の中学校区（発生場所等によっては隣接中学校区あるいは全市）の小中学校や幼稚園については、保護者へ引き渡しによる下校を行う。 ○保護者への引き渡しを行わない小中学校については、保護者送迎、または防犯パトロール隊や教職員等の見守りやパトロールのもと、下校する。 ※発生状況によって、下校時刻が前後する場合もある。
翌日以降の登下校について	○学校（園）からの通知や Home&School（メール等）の内容に従って登下校する。

（2）学校（園）の措置

ア 事件発生時の判断決定

- 児童等の下校以降に事件発生の一報が入った場合は、翌日の登校について、保護者同伴等による登校にするか、休校（園）にするか、始業時刻を遅らせて登校（園）させるかについての判断を、学校教育課長と小中学校長会協議会が協議を行い、決定する。
- 始業時刻を遅らせて登校させる場合は、始業時刻を午前中に設定できる場合とし、始業時刻が午後になるような場合は、休校（園）とする。
- 在校（園）中に事件発生の一報が入った場合は、下校の方法や下校時刻等について、学校教育課長と小中学校長会協議会が協議を行い、決定する。
- 各学校（園）は、判断結果（措置）について保護者に通知や Home&School（メール等）で連絡する。

イ 事件発生翌日以降の対応

- (ア)「セイフティ沼田」や各学校園の危機管理マニュアル等により、児童等の安全確保について再確認する。
 - a 安全管理の確認
 - (a) 来校者の確認や学校施設の施錠等を徹底する。
 - (b) 休み時間等の見守りを行う。
 - b 登下校の安全確保
 - (a) 長期的な視野に立って、職員による見守りやパトロール体制を見直す。
 - (b) 児童等の登下校の方法や状況を把握する。
 - (c) 同じ方向の児童等がまとまって下校するよう促す。
- (イ) 児童等への安全に対する意識付けをする。
 - a 安全な登下校の仕方、不審者への対応について確認する。
- (ウ) 保護者や地域との連携を行う。
 - a 保護者に学校の対応を周知するとともに、児童等が安全に登下校できるよう協力を依頼する。
 - b 自主防犯パトロール隊、子供安全協力の家など、地域の方に協力を依頼する。

ウ その他

- (ア) 児童等の心理的なストレスも心配されるため、個に応じてきめ細かに対応する。